

一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

令和7年度国家公務員給与改定の内容を参考とし、通勤手当の改定を行うとともに、所要の規定の整備を行う。

第2 改正の内容

(1) 国家公務員給与改定を参考とした通勤手当の改定（第9条関係）

交通用具使用者に対する通勤手当の額を、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離に応じて規則で定める額とする。

1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設する。

(2) 医療職における基準職務表の職務の内容の追加

医療職給料表（2）級別基準職務表及び会計年度任用職員医療職給料表（2）級別基準職務表に歯科衛生士を追加するとともに所要の規定の整備を行う。

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第 5 号

一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

岩見沢市長 松 野 哲

一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項第 2 号中「次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額」を「6 6 , 4 0 0 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市長が規則で定める額」に改め、アからスまでを削る。

第 9 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市長が規則で定める要件を満たすものに限る。第 1 号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市長が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、次の各号に掲げる額の合計額が 1 5 0 , 0 0 0 円を超えるときは、1 5 0 , 0 0 0 円とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当

5 , 0 0 0 円を超えない範囲内で 1 か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当

前項の規定による額

別表第 7 中「栄養士」の次に「、歯科衛生士」を加え、「臨床工学技師」を「臨

床工学技士」に改める。

別表第 1 1 中「栄養士」の次に「、歯科衛生士」を加え、「臨床工学技師」を「臨床工学技士」に改め、3 級の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。